

基本情報

▶ 事務所概要

- ニュージーランド高等裁判所の事務弁護士および法廷弁護士
- メディエーター / 調停人 (LEADR)
- 多言語および多文化に対応した法的サービスを提供します
- 弁護士会の規則に則り信託口座を設けています
- 専門業務賠償責任保険金 \$1,500,000.00 をかけています

▶ 連絡先

オークランドCBD・ オフィス	オークランドノースショア・ オフィス	私書箱	P: +64 9 303 4400
Level 2	D4, 17 Corinthian Drive	PO Box 305 379	F: +64 9 303 4411
40 Eden Crescent	Albany	Triton Plaza	E: info@prestigelawyers.co.nz
Auckland 1010	Auckland 0632	Auckland 0757	W: prestige.law
New Zealand	New Zealand	New Zealand	

▶ 営業時間

平日午前9:00～午後5:30 (ニュージーランド時間)

営業時間外に緊急の対応や法的助言が必要な場合は+64 21 902 031にお電話ください。

なお、営業時間外のご連絡及びコンサルティングには別途料金がかかりますのでご了承ください。

▶ 信託口座へのお支払いについて

1. 小切手でのお支払い (Non Transferable) はプレスティージロイヤーズ弁護士信託口座
Prestige Lawyers Limited Solicitors Trust Account へお支払いください。
2. 銀行振込みは以下の口座へお振込みください。
Prestige Lawyers Limited Solicitors Trust Account
BNZ Bank 02-1244-0074668-02
3. クレジットカード (Visaまたは Master) でのお支払いもお電話にて承ります。
別途2.5%のクレジットカード利用手数料がかかります。
4. 銀行振込みにかかる手数料はお客様負担となりますのでご了承ください。



弁護士委任契約条項

以下の標準弁護士委任契約条項（以下、「条項」）は、双方が別途書面で契約を交わした場合を除き、弊所が提供する全てのサービスに適用されます。

費用

Rules of Conduct and Client Care『行為基準および顧客保護』に述べられている妥当な費用徴収基準に基づき、弊所は以下の要件を基に費用の徴収を行います。

- 作業に要した時間および労働力
- サービスを適切に提供するために必要な専門スキル、知識、および責任
- 当該事案のお客様にとっての重要性および得られた成果
- 当該事案の緊急性、個別事情、および時間的制約
- 当該事案に関連した財産の数量または価値を含む当該事案に従事することによるリスクの程度
- 当該事案の複雑性、困難度または特異性
- 担当弁護士の評判、経験、能力
- 特定の依頼料を受領後に、別の顧客が当該弁護士に依頼できなくなる可能性
- 費用が固定制か条件制かどうか
- 当該弁護士が提供する見積り額
- お客様と弁護士間で合意した金額
- サービスを提供する過程において発生する必要経費
- 市場価格の通例および当地において提供される類似の法的サービスにかかる費用の金額
- その他弊所がお客様の事案に関連すると判断した要素

定期的にお客様の元へ請求書をお送りします。また重大な作業を行う際にもお送りします。弊所にお支払いいただく費用のほかに、当該事案対応のために要した経費や弊所で立て替えた費用についても請求させていただきます。

請求書が発行された日から7日以内にお支払いください。ただし双方によって別途取り決めがなされた場合はこの限りではありません。

費用のお支払い

所定の期日までに費用のお支払いが行われない場合、弊所は以下のような処置を取ります。

- 未払い金に対して支払期限を過ぎた日から年利21.45%の利息を加算します。
- 未払い金の状況に基づいてお客様を不誠実な顧客とみなします。
- お客様の情報を信用機構へ提供します。
- 督促企業へ依頼して督促を行います。または弊所が必要と判断した法的措置を取ります。
- 督促にかかった経費、また督促によって発生した全ての法的費用をお客様へ請求します。
- お客様の事案に対して留置権を要求します。

この他弊所はお客様との契約期間中、いついかなる場合においてもお客様の信用状況を調査する権利を有するものとします。

支払い責任

お客様と第三者間にいかなる取り決めが行われた場合においても、お客様は弊所からお送りした請求書に基づいて支払いを行う責任を有するものとします。

保証金

お客様に事前に前納金をお支払いいただく場合や、担保をご提供いただく場合がございます。そのため、以下についての許可をお願いいたします。

- お客様に前納いただく金額を弊所が引落すこと
- お客様より弊所信託口座へお振込みいただいた前納金から、関連経費、費用、立て替え金等を引落とすこと

お客様に関する情報の保護と守秘義務

お客様ご自身について、またお客様の状況に関する全ての情報について、弊所には守秘義務があり、これらの情報は全て弊所内に留められます。お客様の指示を遂行するために必要である場合、ならびに弁護士会『弁護士の行為規則および顧客保護』に基づいて公開が求められる場合についてのみ、必要な情報が公開されます。

契約の解除

お客様はいついかなる時でも弊所との契約を解除することができます。また弊所も弁護士会『弁護士の行為規則および顧客保護』に基づいて契約を解除することができます。お客様には契約解除までに発生した全ての費用と経費をお支払いいただきます。

ファイルおよび書類の保存

お客様は弊所に対して契約期間終了から7年後に、お客様に関する全てのファイルと書類を破棄する権利を与えるものとします。ただしお客様のために安全に保管する場合を除きます。またそれらのファイルや書類を電子版に変換した場合、これより早く破棄を行う場合があります。

利益相反

利益相反が起こった場合は速やかにお客様へ通知することとし、弁護士会『弁護士の行為規則と顧客保護』の要件と手順に基づいて解決を図ります。

顧客保護義務

弊所の顧客保護義務はお客様に対してのみ課せられており、他の方はこの対象とはなりません。もしもお客様以外の方が弊所の助言を採用することを希望される場合には、事前に弊所の明確な同意を得るものとします。

信託口座

お客様からお預かりした資金が多額の場合、金利の付く口座 (Interest-Bearing Deposit (IBD) Account) で管理し、弊所はお客様が得た利息の10%を管理費として頂戴します。得られる利息の金額が管理コストに見合わない判断される場合(1回の送金額が50ドル以下の場合)、IBD口座での管理を行わない判断をすることがあります。

一般条項

これらの条項は、弊所がお客様へ新たな書面にて通知するか否かにかかわらず、現在および将来におけるいかなる契約にも適用されます。弊所はお客様に通知することなくこれらの条項を変更する権利を有します。重大な変更については変更後の条項をお客様へお送りいたします。

管轄法律および管轄権

弊所とお客様との関係は、ニュージーランドの法律およびニュージーランド裁判所の専属管轄を受けるものとします。

お客様へ—お客様の権利について

弊所は、ニュージーランド弁護士会（以下「弁護士会」とする）の『行為規則および顧客保護』に基づいて以下の情報をお客様へご提供いたします。

- 1. 費用：**弊所の費用徴収基準は『委任契約書』に明記されています。費用をいつお支払いいただくかに関しては、『弁護士委任契約条項』をご覧ください。弊所はお客様より弊所信託口座にお振込みいただいた資金から、諸経費、費用などを、事前にお送りしたご請求書に基づいて引落とす場合があります。
- 2. 専門業務賠償責任保険：**弊所は弁護士会に定められた最低基準の専門業務賠償責任保険を有しています。保険の詳細についてはお客様からの要求に応じて詳細ををお知らせいたします。
- 3. 弁護士信用基金：**弁護士会は、弁護士が顧客の資金をだまし取ることから顧客を守るために弁護士信用基金を設置しています。当基金が個人に支払う補償の最高金額は10万ドルです。『2006年弁護士および不動産譲渡専門の業務者法令』に規定されている特別なケースを除き、当基金による賠償は顧客が弁護士にその投資を委任して発生した損失を含まないものとしします。
- 4. 苦情申し立て：**弊所はお客様からの苦情について、適切な管理手順に基づき、速やかかつ公正に対応いたします。弊所のサービスまたは費用徴収に関する苦情申し立てについて、お客様の事案を担当する責任者へご連絡いただくことが可能です。当該担当責任者への連絡を希望されない場合、または当該担当者の対応にご満足いただけない場合には、弊所取締役までご連絡いただくことも可能です。メールアドレスstephen@prestigelawyers.co.nzまでご連絡ください。

弁護士会は、弁護士に対する苦情申し立てサービスを提供しており、そちらへ直接ご連絡いただくことも可能です。電話番号は0800 261 801です。電話をかけると最も近隣のサービスオフィスへと転送され、関連情報の提供と、どのように苦情申し立てを行うかについてアドバイスを受けることができます。

- 5. 事案の担当者：**本契約担当責任者の氏名と役職については『委任委託書』をご覧ください。
- 6. 顧客保護およびサービス：**弁護士会の顧客保護およびサービスは以下のように定められています。弁護士は、提供する法的サービスの内容にかかわらず下記を順守しなければなりません。
 - 弁護士は受領した指示や協定に基づき、速やかかつ合理的に業務を遂行すること。
 - お客様に対して忠実かつ誠実に行動する義務を怠らず、お客様の利益を保護・促進し、お客様のために業務を遂行すること。
 - お客様とお客様の目的について、またそれを達成するための最善の方法について議論すること。
 - お客様へ目的達成のために必要な業務について、担当者について、またどのようにサービスが提供されるかについての情報を提供すること。
 - お客様へ公正かつ妥当な費用を請求し、お客様に対しいつどのように費用の請求が行われるかを事前に通知すること。
 - お客様に明確かつ正確な情報とアドバイスを提供すること。
 - お客様のプライバシーを保護し、守秘義務を徹底すること。
 - 公正に敬意をもってお客様と向き合い、差別を行わないこと。
 - 業務の遂行状況について随時ご連絡すること。また、業務完了時にお客様へご連絡すること。
 - 苦情申し立ての方法について、また苦情申し立てがどのように迅速かつ公正に対応されるかについて、お客様へ説明すること。

弁護士の顧客に対する責務について、詳しくは『行為規則および顧客保護』をご参照ください。これらの責務は裁判所、司法システムの責務を含む最重要の責務です。ご不明な点はwww.lawsociety.org.nzにアクセスするか0800 261 801までお電話にてご連絡ください。

- 7. 弁護士の責務または法的責任の及ぶ範囲の制限：**お客様への弊所の責務が及ぶ範囲または法的責任の免責事項については『委任委託書』をご参照ください。